

郵政民営化委員会 ヒアリング資料

2015年7月9日

株式会社かんぽ生命保険

1 認可申請の概要

(1) 認可申請の内容

法人向け商品の受託販売の充実

○当社では、2008年6月から、一部の生命保険会社の法人向け商品の受託販売を行っている。

○法人顧客への更なるサービス向上を図るため、以下のとおり、認可申請を行った。

(1) 現在取り扱っている「経営者向け定期保険」について、

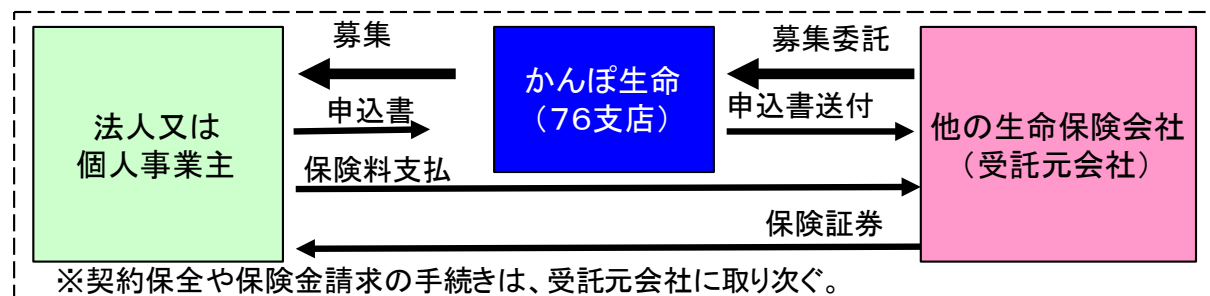
- ① 全ての生命保険会社から受託できるようにする。
- ② 併せて、各社において一般的に付加可能な特約についても取り扱えるようにする。

(2) 役員又は従業員の福利厚生を目的とする「総合福祉団体定期保険」の受託販売を行う(受託元会社:メットライフ生命保険)。

(2) 開始時期

2015年11月(予定)

(3) 受託販売の概要



2 受託業務の概要

(1) 経営者向け定期保険

取扱いの背景

- 商品や加入限度額の制約の中、他社商品の活用により、企業経営者の大型保障ニーズに対応。
- 経営者向け定期保険の受託販売実績は増加基調であるため、新たな会社の商品を取り扱うことで、さらなる営業機会の増加につなげる。

取扱いの内容

- 現在の取扱会社に加え、第一生命保険からの受託販売を行う。

＜参考＞取扱会社（2015年7月現在）

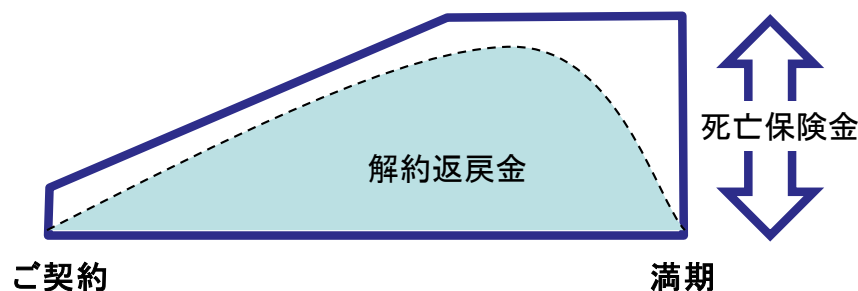
日本生命保険、住友生命保険、明治安田生命保険、三井住友海上あいおい生命保険、東京海上日動あんしん生命保険、メットライフ生命保険、エヌエヌ生命保険

＜商品の仕組み＞

- 経営者の退職金、弔慰金及び事業承継資金の確保を目的とする高額な企業の資金ニーズに応えることができる。
- 支払保険料の一部を損金算入できるなど税制上のメリットがある。

《逡増定期保険の例》

- ✓ 重くなる責任に合わせて死亡保障が増加
- ✓ 解約返戻率が高い



2 受託業務の概要

(2) 総合福祉団体定期保険

取扱いの背景

○企業における福利厚生ニーズに対応するため、自社商品のほかに、福利厚生専用商品のラインナップが必要。

※総合福祉団体定期保険は、一括して保険引受けを行う団体保険であり、当社では商品提供上の制約がある。

○メットライフ生命保険は、比較的小規模の法人顧客を得意としており、当社の顧客との親和性が高い。

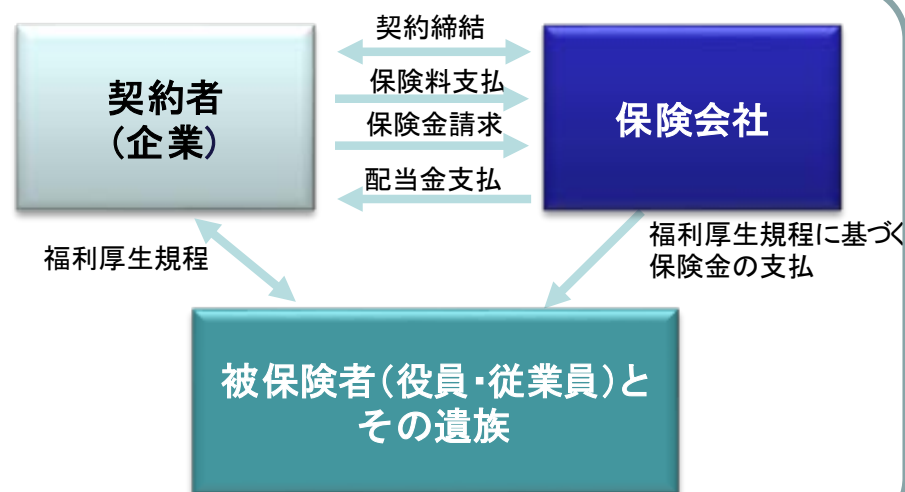
取扱いの内容

○当社は、メットライフ生命保険から、総合福祉団体定期保険の供給を受け、受託販売を行う。

<商品の仕組み>

○福利厚生のため、企業等の団体を契約者（保険料負担者）とし、役員又は従業員の死亡退職金、弔慰金などの支払いにあててを目的とする1年更新の団体定期保険。

○支払保険料の全額を損金算入できる税制上のメリットがある。



2 受託業務の概要

既存業務との関連性

- 現在、当社では、企業に対し、養老保険により、役員又は従業員の全員加入を前提とした福利厚生プランを販売しているため、その上乗せとしてお客さまに提供することができる。
- 総合福祉団体定期保険の受託業務においては、企業に対するこれまでの営業活動や事務取扱いの経験・ノウハウの活用が可能。

	総合福祉団体定期保険	自社の養老保険 (全員加入型の福利厚生プラン)
加入目的	福利厚生を導入	福利厚生を導入
加入前提	全員加入	全員加入
保険契約者	法人又は個人事業主	法人又は個人事業主
被保険者	役員又は従業員	役員又は従業員
被保険者の同意の 取得方法	一括同意又は個別同意	個別同意
被保険者の告知の 取得	一括告知又は個別告知	個別告知
死亡保険金受取人	被保険者の遺族又は保険契約者 (死亡保険金は死亡退職金又は弔慰金とし て被保険者の遺族に支払われる。)	被保険者の遺族 (死亡保険金は死亡退職金又は弔慰金とし て被保険者の遺族に支払われる。)
満期保険金受取人	—	契約者 (満期保険金は退職金又はその資金準備と して契約者に支払われる。)
税制	全額損金算入	半分損金算入

本資料は、一般公衆への情報提供を目的とするものであり、日本国内における当社の株式その他の有価証券の勧誘を構成するものではありません。

また、本資料は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。